

## 社会福祉法人津田福祉会 役員等報酬規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人津田福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び実費弁償について定めるものである。

### (定 義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある理事長の職務執行の対価として支払われるものである。

### (理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会の交通費等)

第3条 理事長及び理事が、理事会に出席したときは、「交通費等」として5千円を支給する。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、「交通費等」として5千円を支給する。

3 評議員選任・解任委員会に出席した外部委員には、「交通費等」として5千円を支給する。

### (経営企画会議の交通費等)

第4条 役員及び評議員が、理事長の命を受けて経営企画会議に出席したときは、「交通費等」として、前条と同額を支給する。

### (理事長の業務報酬等)

第5条 理事長の業務、行動等に対する報酬として、月額8万円を支給する。

### (監事の交通費等)

第6条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、「交通費等」として5千円を支給する。

2 監事が、法人及び事業所の指導検査の立会及び運営状況の指導若しくは監査に出席したときは、「交通費等」として5千円を支給する。

### (出張旅費)

第7条 役員及び評議員が法人及び事業所の運營業務のため、出張する場合は、法人旅費規程にもとづき、旅費を支給する。

2 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

### (改 正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

### 附 則

この規程は、平成29年 3月30日より適用する。